

参考資料3

大阪府石油コンビナート等防災本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年10月22日大阪府条例第85号）第8条に基づき、大阪府石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 防災本部の会議（以下「会議」という。）は本部長が招集し、議長となる。

2 会議は、本部員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(災害対策本部等)

第3条 大規模な災害が発生した場合、防災本部の円滑な運営を図るために、防災本部に各防災体制に応じ、大阪府石油コンビナート指令部、同警戒本部、同災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置するものとする。

2 災害対策本部等は、原則として府庁新別館北館1階に設置する。

3 災害対策本部等を設置したときは、指令部長又は本部長は必要に応じ指令部員又は本部員を招集する。

(応援職員)

第4条 本部長は、本部の所掌事務の遂行にあたって、関係機関の応援を要請することができる。

(現地本部)

第5条 災害の規模・態様により総合的な防災活動を実施する必要があるときは、本部長は、石油コンビナート等現地本部を設置するものとする。

2 現地本部長は、災害発生后市町長又は主たる防災活動が海上である場合は、大阪海上保安監部長（関西国際空港地区（周辺海域）にあつては、関西空港海上保安航空基地長）をもって充てる。

3 現地本部員は、災害現場において、防災活動を行う機関及び特定事業所の本部員をもって充てる。

(専決処分)

第6条 本部長は、緊急を要した会議を招集するいとまがないと認めるとき、又は、やむを得ない事情により会議を招集することができないとき、若しくは軽易な事項については、防災本部の所掌事務について専決処分を行うことができる。

- 2 本部長は、前項の規定により専決処分を行ったときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(部会)

第7条 防災本部に部会を置き、部会長が招集し議長となる。

- 2 部会長は、本部長が指名する本部員をもって充てる。
- 3 部会長は、部会において調査し、又は審議した事項を本部長に報告しなければならない。

(幹事会)

第8条 防災本部の幹事をもって幹事会を組織する。

- 2 幹事会は、本部長が招集する。
- 3 幹事のうち若干名を常任幹事とし、本部長が指名する。

(庶務)

第9条 防災本部の庶務は、大阪府危機管理室消防保安課において行う。

第10条 この要綱に定めるもののほか防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

(附則)

- 1 この要綱は、昭和51年11月29日から施行する。
- 2 この要綱は、昭和62年11月30日から施行する。
- 3 この要綱は、平成3年3月8日から施行する。
- 4 この要綱は、平成9年5月7日から施行する。
- 5 この要綱は、平成16年10月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成24年6月28日から施行する。
- 9 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 11 この要綱は、平成29年3月28日から施行する。